

带状疱疹ワクチンが定期接種になりました

4月1日(火)から带状疱疹ワクチンが定期接種化されました。
また、任意接種事業は令和8年3月31日(火)まで継続します。

詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



定期接種対象 ▶①令和7年度に65歳になる方、▶②接種日現在、60～64歳で免疫機能に重度の障害があり、接種を希望する方(身体障害者手帳1級をお持ちの方)

★令和7年度から5年間の経過措置として各年度に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方も接種できます。令和7年度に限り100歳以上の方も接種できます。

※任意接種で接種が完了している方は対象外です。

任意接種対象 接種日現在50歳以上(定期接種対象者を除く)

使用ワクチン・回数 ▶生ワクチン…1回、▶不活化ワクチン…最大2回

※どちらか希望するワクチンを接種できます。

自己負担額 予診票に記載の金額

接種期限 令和8年3月31日(火)

带状疱疹とは

水痘・带状疱疹ウイルスの再活性化によって発症します。成人の90%以上がウイルスに既に感染しているため、ほとんどの人に発症のリスクがあります。加齢は带状疱疹の重要なリスク因子とされ、50歳以上になると発症頻度が高まり、80歳までに3人に1人が経験すると推定されています。

ワクチンの接種方法

区が発行した予診票を指定医療機関にお持ちいただくと、予診票記載の金額で接種できます。

定期接種対象①の方と経過措置対象(★)の方と100歳以上の方には予診票を順次発送します。定期接種対象②の方と任意接種対象の方で接種を希望する方、転入・紛失によりお手元に予診票がない方は、電話で問合せ先へお問い合わせください。予診票を発送します。新宿区ホームページ(左上二次元コード)からも請求できます。

☎保健予防課予防係 ☎(5273)3859

4月1日
から
開始

自宅から新宿区の各施設へ 手話で問い合わせができるようになりました

聴覚障害等のある方が、自宅にしながら、スマートフォン・タブレット端末等を利用して手話またはチャットで新宿区の各施設に問い合わせができます。

新宿区ホームページ(右二次元コード)から利用できます。利用時間・対象施設、注意事項等詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。

☎障害者福祉課福祉推進係 ☎(5273)4516・FAX(3209)3441



後期高齢者医療制度 令和7年度の保険料等の変更点・入院時負担軽減支援金

1

令和7年度の変更点

●均等割額の軽減が適用される基準額

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、下表のとおり変わります。

「被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(基準額)」が下記に該当する世帯		軽減割合
改正前	改正後	
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29.5万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(30.5万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(54.5万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(56万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和7年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は上表基準額の算定対象です。

※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者と世帯主の合計人数です(合計人数が2人以上の場合に適用)。

入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて下記金額を支給します。

※介護施設への入所は対象外です。

※区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

入院日数・支給金額 ▶7～60日…1万円、▶61～120日…2万円、▶121日以上…3万円(年度内限度額)

申 次の書類を区高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。郵送で申請を希望する方は、お問い合わせください。

- ▶入院日数が分かる病院等の領収書原本、▶入院した被保険者本人の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、▶入院した方の口座内容が分かる通帳等(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容が分かる通帳等と印鑑)、▶申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・介護保険被保険者証等)

☎ ▶保険料の変更点…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519(土・日曜日、祝日を除く)、▶入院時負担軽減支援金…区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562